「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会について

道路運送法第78条第3号に基づく「事故車等の排除業務に係る有償運送許可」に必要な研修会を下記の通り実施いたします。 この度の研修会は、現在許可証をお持ちでない事業場及び許可期間が令和4年7月31日までの許可証をお持ちの事業場が対象となります。

申請については、従来通りこの研修会の受講が必須となっておりますので、今年度中に申請される事業場に於かれましてはご受講ください。

なお、当研修会の詳細については、振興会ホームページ(https://www.taspa.or.jp)に掲載しておりますので、ご確認いただきお申込みいただきますようお願いいたします。

記

☆日 時 令和 3年 8月 4日(水)

10:00~16:00(受付時間:9:30~)

☆会 場 倉吉市交流プラサ・2階 第1研修室

住所:倉吉市駄経寺 187-1

☆定 員 20名

☆受講料 会 員:5,100円(税込)会員外:8,700円(税込)テキスト代:500円(税込)

- ※テキストは、前回使用したもの(緑の表紙)をご持参いただても可能です。
- ※定員については先着順になりますので、ご希望に添えない場合があります。

【申込方法】

- *受講を希望される方は、申込書類①~⑥をそれぞれ準備していただき、すべてFAX して下さい。(FAX:0857-24-5833)
- *受講日当日には、FAXされた書類①~③を必ず持参して下さい。
- *会員外については、①の受講申込書のみで結構です。

☆申込書類

- (1)受講申込書・・・ホームページよりダウンロード可(ホームページ内→講習・研修にあります)
- ②自家用自動車有償運送許可申請委任状(台数分原本必要)
 - ・・・ホームページよりダウンロード可
- ③有償運送許可申請車両一覧・・・ホ-ムページよりダウンロード可
- ④申請される車積載車の車検証のコピー

- ⑤許可を受けるすべての車積載車の任意保険証書のコピー(対人無制限)
- ⑥既に許可を受けている場合は、許可証のコピー

【申込期限】 令和3年8月2日(月)

【その他】

- *検査証の使用者欄が同一で、複数の車積載車をお持ちの場合、1事業者1名の受講で複数の車積載車の許可申請を行うことができます。
- *車積載車とは、車両全体を荷台に載せる形のものであり、前後片側のみを揚げて一方が接地しているレッカーは含みません。
- *二輪車を運搬するためのワンボックスや軽トラックも含みます。

【ご注意】

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講の際は必ずマスクを着用し会場での 私語は慎むようにお願いします。
- ②感染拡大の影響により定員の変更、又は中止になる場合があります。